

(様式3)

措 置 報 告 書

鈴 建 第 3 0 5 号
平成 2 8 年 9 月 1 2 日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

鈴鹿建設事務長

平成 2 8 年 9 月 9 日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	主要地方道鈴鹿環状線（国府バイパス）道路改良事業
通 知 事 項	措 置 内 容
・動植物への影響について	
三重県自然環境保全条例第34条第1項及び第46条第2項に基づき、工事着手30日前までに通知を行ってください。	工事着手30日前までに通知を行います。
・文化財について	
埋蔵文化財包蔵地が確認されている地区であることから、工事にあたっては注意すると共に、三重県埋蔵文化財センターとの協議を実施してください。	包蔵地周辺での工事に当たっては注意すると共に、埋蔵文化財センターと協議を行います。

事務担当：鈴鹿建設事務所 事業推進室 道路課 佐川・櫻井
電話番号：059-382-8687